



学術研究奨励寄付に関するお申込方法のご案内

明治大学の研究振興を目的として承る学術研究奨励寄付のお申込方法について、下記のとおりご案内致します。2種類いずれの方法とも、ご指定いただいた弊学の教職員が寄付金額の90%を研究費として使用し、残りの10%を一般管理費として受け入れます。

種 類	① 特定公益増進法人に対する寄付金	② 受配者指定寄付金
概 要	特定公益増進法人に対する寄付金 として、会社等法人からの寄付を弊学が受け入れる方法です。	日本私立学校振興・共済事業団 （以下「 事業団 」といいます。）の「 受配者指定寄付金制度 」を利用し、弊学を経由して事業団宛に寄付し、その後、事業団から弊学に寄附金が配布されることにより受け入れる方法です。事業団への諸手続は、弊学が行います。
必 要 書 類	1. 学術研究奨励寄付金申込書	1. 学術研究奨励寄付金申込書 2. 寄付申込書（事業団宛） ※押印不要
手 続	1. <u>必要書類に必要事項をご記入の上、弊学宛に提出頂きます。</u> 2. お振込案内書面を郵送します。 3. <u>案内書面に従い、寄付金をお振り込み頂きます。</u> 4. 領収書と特定公益増進法人であることの証明書を郵送します。	1. <u>必要書類に必要事項を記入の上、弊学宛てに提出頂きます。</u> 2. お振込案内書面を郵送します。 3. <u>案内書面に従い、寄付金をお振り込み頂きます。</u> 4. 仮領収書（預り書）を郵送します。 5. 事業団発行の寄付金受領書を郵送します。
※赤字は寄付者様のお手続となります。		
長 所	✓ 手続が約1ヶ月で完了します。	✓ 寄付金の全額が損金算入可能です。
短 所	✓ 寄付金の一部のみ、損金算入可能です。 ※損金算入限度額は、寄付者様により異なるため、 ご参照用 URL のリンクに掲載の計算式にてご確認ください。	✓ 損金算入手続には、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。決算期に損金処理をされる場合は、学内手続都合上、 決算日の2カ月前まで にお手続をお願いいたします。 ✓ 「寄付金受領書」の発行を含め、手続完了まで約3ヶ月を要します。
ご参照用 URL	学術研究奨励寄付 : https://www.meiji.ac.jp/tlo/donation.html 損金算入限度額の計算 : https://www.meiji.ac.jp/bokin/tax/houjin.html	